

身体的拘束等の適正化のための指針



株式会社マウントバード

令和4年3月1日より施行
令和6年5月1日より改定実施
令和6年10月1日より改定実施

第1章 総則

(目的)

第1条 この指針は、株式会社マウントバード（以下「当社」という。）が運営する施設ならびに事業所（以下「施設」という。）では、介護保険法「人員、設備及び運営に関する基準」に規定される身体拘束の禁止を遵守するとともに、「人が人の自由を拘束する」ことの重大さを踏まえた確固たる倫理観を以って、支援を提供する高齢者（以下「入居者等」という。）の人権を護る「拘束をしない支援」の実施に努めることを目的として制定する。

(職員の定義)

第2条 この規程において「職員」とは、当社が運営する施設等に勤務するすべての者（派遣職員、臨時職員等も含む）をいい、直接支援・介護を提供しない者（役員、事務職員等）も含まれる。

(身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方)

第3条 当社の職員は、身体的拘束その他入居者等の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は、入居者等の基本的人権や人間の尊厳を妨げる行為であり、生活の自由を制限するものであるということを忘れてはならない。

- 2 当社の職員は、「そもそも人を縛ったり、閉じ込めたりすることはおかしなこと」という「人として当たり前の感覚」を失わないよう努める。
- 3 当社の職員は、身体的拘束等については、高齢者虐待「職務上の義務を著しく怠ること（ネグレクト）」に該当し、外傷が生じるおそれのある形態での身体拘束等は「身体的虐待」と解されていることを認識する。
- 4 当社では、介護保険法「人員、設備及び運営に関する基準」にもとづき、支援・介護の提供に当たっては、当該入居者等又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行わない。
- 5 施設では、身体的拘束等を行う必要性を生じさせないために、次の身体的拘束等の防止に資する実践に取り組む。

（1）身体的拘束等を誘発する原因を探り、その原因を除くための支援等を実行する

施設が身体拘束等を行いやすい事例としては、認知症の状態等に伴う行動・心理症状、転倒のおそれのある不安定な歩行、点滴等の抜去、かきむしりや体をたたき続ける等の自傷行為、姿勢が崩れ体位保持が困難等が考えられるが、これらの事例には必ずその人なりの理由や原因があり、支援・介護提供者側の関わり方や環境等に課題があることも少なくない。

したがって、その人なりの理由や原因を徹底的に探し（これを「アセスメント」という）、原因を除くために必要な支援等を検討の上計画し（これを「ケアプラン（介護計画）」という）、実行する。

（2）基本的な日常生活支援を丁寧かつ正確に行う

基本的な日常生活支援を十分に行い、その方の生活リズムを整えることが重要である。「①起きる、②食べる、③排せつする、④清潔にする、⑤活動する」という5つの日常生活行為について、その方の「有する能力に応じた」日常生活支援を丁寧かつ正確に行う。

なお、その方に合った日常生活支援を行うために、日常生活行為の状態のアセスメントを行い、それを基に個人ごとの適切な支援・介護内容を検討することが重要である。

(3) 日常生活支援でのかかわりの中で気持ちやサイン等を知り、受けとめていく
前号にある日常生活支援での入居者等とのかかわりの中で、入居者等が伝えたくてもうまく伝えられない気持ちやサイン等を知り、受けとめ、その方の不安や不快、孤独等を少しでも緩和していく。

(身体的拘束等に該当する行為)

第5条 当社における「身体的拘束等に該当する行為」は、「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き（厚生労働省令和6年3月）」において、「身体拘束廃止・防止の対象となる具体的な行為」と規定されているのは、次の行為である。

- (1) 一人歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを綱（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帶や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

第2章 当社の身体的拘束適正化委員会その他施設内の組織に関する事項

(身体的拘束適正化対策責任者)

第6条 本指針による身体的拘束適正化対策の責任主体を明確にするため、施設ごとに身体的拘束適正化対策責任者（以下「対策責任者」という。）を置く。

2 対策責任者は、施設のホーム長または管理者（以下「ホーム長等」という。）とする。
ただし、同一建物若しくは同一または隣接する敷地内および当社が区分する複数の施設等からなるエリアの施設の場合は、最低1名以上のホーム長等を以って、各施設の対策責任者とすることができる。

(対策責任者の責務)

第7条 対策責任者の責務は次のとおりである。

- (1) 管轄する施設の監督者として、本指針第3条に規定される「身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方」を自ら保持し、施設職員の模範者となること。
- (2) 本指針第3条第5項に示されている身体的拘束等の防止に資する実践を自らが実行することができ、施設職員に対して当該実践について指導や助言を行うこと。
- (3) 万が一身体的拘束等が必要となった場合におけるルールなど、本指針に規定される「遵守事項」を自ら把握しているか、把握しているとまではいかなくとも、常に「遵守事項」を確認しながら身体的拘束等の適正化をすすめる習慣が備わっていること。

(対策責任者の職務)

第8条 対策責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 管轄する施設の身体的拘束等適正化対策に関する総括管理
- (2) 本指針第9条に規定する身体的拘束適正化対策担当者の選任および解任
- (3) 本指針第3条第5項に示されている身体的拘束等の防止に資する実践の計画と実行（計画作成担当職員と連携の上）ならびに当該実践に関する職員への指導や助言
- (4) 本指針第15条の規定にもとづくやむを得ず身体的拘束等を行う必要性が生じるものと判断した場合の当該施設の事業を管理監督する部長の職にある者（以下「事業部長」という。）ならびに本指針第11条第2項に規定される身体的拘束適正化委員会の委員長への報告
- (5) 「緊急やむを得ない身体的拘束等に関する説明書（様式第1号）」の作成責任者
- (6) 「緊急やむを得ない身体的拘束等に関する説明書（様式第1号）」による入居者等本人ならびに代理人（家族等）への説明（事業部長と共同）
- (7) 身体的拘束等を行った場合、本指針遵守事項の徹底と実施に関する総括管理

2 次の職務は、本指針第9条に規定する身体的拘束適正化対策担当者と共同し、担当する。

- (1) 本指針ならびに「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き（厚生労働省令和6年3月）」の職員への周知
- (2) 本指針第3条に規定される「身体拘束等の適正化に関する基本的考え方」の職員への周知徹底
- (3) 職員への身体的拘束等の適正化に関する基礎的内容等の普及と啓発
- (4) 入居者等の代理人（家族等）への身体的拘束等の適正化に関する啓蒙（家族等が身体的拘束等を望む危険性があるため）

- (5) 本指針の改定案等の策定、身体的拘束適正化委員会への提案
- (6) その他、身体的拘束等の適正化に関する活動に必要な諸事項

3 次の職務は、身体的拘束適正化委員会ならびに事業部長、対策担当者と共同し、担当する。

- (1) 本指針第16条に規定する「やむを得ず身体的拘束等を行う場合の委員会の開催」
- (2) 本指針第17条第1項に規定する「身体的拘束等を行う場合の要件の検討ならびに確認」
- (3) 本指針第17条第2項第1号に規定する「委員会によるカンファレンスの実施」
- (4) 本指針第17条第2項第5号に規定する「身体的拘束等の適否等についての再検討」
- (5) 本指針第17条第2項第6号に規定する「身体的拘束等の継続又は解除の決定」
- (6) 本指針第19条に規定する「緊急一時避難としての身体的拘束等の事後検証」

(身体的拘束適正化対策担当者)

第9条 本指針第11条に規定する身体的拘束適正化委員会の活動ならびに決定事項等について、自らが所属する施設職員への周知と普及を図るとともに、所属する施設の身体的拘束適正化対策に資するために、身体的拘束適正化対策担当者（以下「対策担当者」という。）を施設ごとに1名以上置く。

2 対策担当者は、本指針6条に規定される対策責任者が、当該施設の職員の中から選任を行う。また、いつでも解任を行うことができる。

(対策担当者の職務)

第10条 対策担当者は、対策責任者に相談・報告・指示のもと、次の職務を担当する。

- (1) 本指針第11条に規定する身体的拘束適正化対策委員会への出席ならびに委員会活動への参加
- (2) 前号に関する活動報告ならびに決定事項等の職員への周知と普及

2 次の職務は、対策責任者と共同し、担当する。

- (1) 本指針ならびに「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き（厚生労働省令和6年3月）」の職員への周知
- (2) 本指針第3条に規定される「身体拘束等の適正化に関する基本的考え方」の職員への周知徹底
- (3) 職員への身体的拘束等の適正化に関する基礎的内容等の普及と啓発
- (4) 入居者等の代理人（家族等）への身体的拘束等の適正化に関する啓蒙（家族等が身体的拘束等を望む危険性があるため）
- (5) 本指針の改定案等の策定、身体的拘束適正化委員会への提案

3 次の職務は、身体的拘束適正化委員会ならびに事業部長、対策責任者と共同で担当する。

- (1) 本指針第16条に規定する「やむを得ず身体的拘束等を行う場合の委員会の開催」
- (2) 本指針第17条第1項に規定する「身体的拘束等を行う場合の要件の検討ならびに確認」
- (3) 本指針第17条第2項第1号に規定する「委員会によるカンファレンスの実施」
- (4) 本指針第17条第2項第5号に規定する「身体的拘束等の適否等についての再検討」
- (5) 本指針第17条第2項第6号に規定する「身体的拘束等の継続又は解除の決定」
- (6) 本指針第19条に規定する「緊急一時避難としての身体的拘束等の事後検証」

(身体的拘束適正化対策委員会の設置)

第11条 当社は、身体的拘束等適正化のための対策等を検討することを目的に、次のとおり「身体的拘束適正化対策委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会の委員長ならびに副委員長は、本指針第6条に規定される施設ごとに置かれている対策責任者のうち、当社本部部長が指名した者とする。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し会務を掌理するとともに、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。
- 5 委員会の委員は、本指針第9条に規定される施設ごとに置かれている対策担当者により構成する。
- 6 必要がある場合は、委員に外部有識者等の第三者を加えることができる。
- 7 必要がある場合は、委員会の開催にあたって、外部有識者等の第三者をオブザーバーとして招聘し、その意見や助言等を聞くことができる。
- 8 委員会は、必要と認めるときは、関係職員の出席を求め意見等を聴取することができる。
- 9 委員会の事務局は、当社本部に置くこととする。

(委員会の責務)

第12条 委員会は、身体的拘束等が起こらないよう事前の措置として、各施設職員の身体的拘束等適正化への意識の向上や知識を周知し、「拘束をしない支援」を実施する施設環境づくりを目指さなければならない。

- 2 委員会を構成する委員は、日頃より入居者等への支援・介護の場で「安易に正当化した身体拘束等」および「本指針遵守事項（手続き等）を経ずに行われている身体拘束等」が行われていないかを観察し、行われている場合は、速やかに当該施設の事業部長ならびに対策責任者に報告の上、是正を求める。また、委員会に報告を行う。
- 3 委員会は、虐待防止委員会が実施する虐待等に関するチェックリスト等を使用した調査において身体的拘束等の兆候がある場合には、慎重に調査し、検討及び対策を講じる。
- 4 委員会は、身体的拘束等の実施の必要性について協議・決定を行う。
- 5 委員会は、身体的拘束等が行われた場合、当該事例の終了後に検証ならびに再発防止策等の立案を行い、その結果について職員への周知を行う。
- 6 委員会は、本指針第13条第3項に定める事項に関する協議ならびに決定の内容等について、速やかに当社本部部長に報告する。
- 7 委員会は、虐待防止委員会またはその他委員会と連携をとり、身体的拘束等の事案や支援・介護等に問題がある場合は、当該委員会と協議し、協同で会議を開催する等、身体的拘束等の適正化に向けた対策等を図るものとする。

(委員会の開催)

第13条 委員会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 委員会は3か月に1回または身体拘束等発生の都度開催するとともに、委員長が必要と判断した場合は、臨時に委員会を召集することができる。
なお、身体拘束等発生により委員会を開催する場合は、身体拘束等が発生した施設を管理監督する事業部長も当該委員会へ出席するものとする。
- (2) 身体的拘束等適正化推進に関する取り組みや、取り扱う事項が相互に関係が深い

場合は、他の会議（委員会）と一体的に行うものとする。

（3）虐待防止委員会より、不適切ケアや虐待の問題が身体拘束等につながるような場合は、当委員会において対応する。

（4）委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うものとする。

（5）その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、指針等の見直しを行うこととする。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議決定する。

（1）本指針第14条に規定する身体的拘束等の適正化のための職員に対する研修の企画構成、実施に関すること

（2）身体的拘束等の適正化ための指針の整備に関すること

（3）身体的拘束等について報告するための様式および記録を整備すること

（4）本指針第12条第5項にもとづく発生した身体的拘束等終了後の検証ならびに再発防止策等の立案に関すること

（5）その他、身体的拘束等適正化の活動に関すること

3 委員会は、次の各号に掲げる事項を協議決定するとともに、その職務について事業部長、各施設の対策責任者ならびに対策担当者と共同し、担当する。

（1）本指針第16条に規定する「やむを得ず身体的拘束等を行う場合の委員会の開催」

（2）本指針第17条第1項に規定する「身体的拘束等を行う場合の要件の検討ならびに確認」

（3）本指針第17条第2項第1号に規定する「委員会によるカンファレンスの実施」

（4）本指針第17条第2項第5号に規定する「身体的拘束等の適否等についての再検討」

（5）本指針第17条第2項第6号に規定する「身体的拘束等の継続又は解除の決定」

（6）本指針第19条に規定する「緊急一時避難としての身体的拘束等の事後検証」

第3章 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

（身体的拘束等の適正化のための職員に対する研修）

第14条 委員会において、身体的拘束等の適正化のための職員への研修を次のとおり行う。

（1）定期的な教育・研修（年2回以上）

（2）新規採用者への身体的拘束等の適正化のための研修

（3）その他、委員会及び委員長が必要と認めたときに行う随時研修

2 身体的拘束等の適正化のための職員研修の内容は、原則、次の各号に掲げる事項により企画構成を行う。

（1）介護保険法「人員、設備及び運営に関する基準」身体的拘束等禁止規定の理解

（2）身体的拘束等と高齢者虐待（防止法）との関連に関すること

（3）「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き（厚生労働省令和6年3月）」の理解

（4）本指針第3条に規定される「身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方」の理解

（5）本指針第4章に規定される「施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針」の理解

- (6) 委員会で検証された事例および検証結果、再発防止策等について（本指針第13条第2項第5号に規定）
- (7) その他身体的拘束等の適正化に関すること

3 第1項に定める研修については、外部講師等を招聘して行うことができるものとする。

4 身体的拘束等の適正化のための職員研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存をする。

第4章 身体的拘束等の発生時の対応に関する基本方針

（身体的拘束等の発生時の対応に関する基本方針）

第15条 施設において、やむを得ず身体的拘束等を行う必要性が生じるものと判断した場合、当該施設の対策責任者（施設のホーム長または管理者）は、速やかに当該施設の事業部長に報告し、事業部長と身体的拘束等を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討・協議する。

2 前項に定める検討・協議の結果、やむを得ず身体的拘束等を行う必要性が生じるものと判断した場合は、当該施設の対策責任者（施設のホーム長または管理者）は、速やかに、本指針第11条第2項に規定される「委員会委員長」に報告するものとする。

（やむを得ず身体的拘束等を行う場合の委員会の開催）

第16条 前項において報告を受けた委員会委員長は、速やかに委員会を招集するものとする。

2 前項の規定による委員会の開催は緊急であることから、出席者は、委員会委員長、副委員長、当該施設の事業部長ならびに対策責任者（可能であれば対策担当者も出席）として委員会が成立するものとする。

但し、委員長が必要と判断した場合は、第11条第4項に規定する委員会委員ならびに第11条第6項および第7項に規定される者の出席を求めるものとする。

（やむを得ず身体的拘束等を行う場合の要件と手続き）

第17条 やむを得ず身体拘束等を行う場合の要件は次のとおりであり、身体的拘束等を行う場合は、すべての要件を満たしていかなければならない。

なお、要件のすべてを満たしているかについては、前条に規定する委員会において、慎重に検討ならびに確認を行わなければならない。

(1) 切迫性

入居者等本人又は他の入居者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

切迫性を判断する場合には、身体拘束等を行うことにより、本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束等を行うことが必要な程度まで入居者等本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する。

(2) 非代替性

身体拘束等その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと。

非代替性を判断する場合には、まず身体拘束等を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、入居者等本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代

替手法が存在しないことを委員会（複数の者）で確認するものとする。

また、身体的拘束等の方法についても、入居者等本人の状態像等に応じて、最も制限の少ない方法を選択する必要がある。

（3）一時性

身体拘束等その他の行動制限が一時的であること。

なお、一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

2 前項の規定により委員会にて要件のすべてを満たしており、身体的拘束等を行うことを選択した場合は、次の手続きを行わなければならない。

（1）委員会によるカンファレンスの実施

身体的拘束等が必要な理由、方法、身体拘束等を行う時間帯及び時間、期間等について検討および決定する。

ア 当該カンファレンスにおいては、身体的拘束等の必要最小限の方法、時間、期間を選択する必要があるとともに、実施方法の適正や安全性、経過確認の方法について検討を行う。

イ 当該カンファレンスの検討内容等については、「緊急やむを得ない身体的拘束等の検討記録（様式第2号）」にて、記録を作成するものとする。

（2）説明書の作成

対策責任者は、前号に規定する委員会によるカンファレンスにて検討・決定された内容を記載した「緊急やむを得ない身体的拘束等に関する説明書（様式第1号）」を作成する。

（3）入居者等及び代理人（家族等）への説明

事業部長ならびに対策責任者は、前号の規定により作成された「緊急やむを得ない身体的拘束等に関する説明書（様式第1号）」により、入居者等及び代理人（家族等）に対し、身体拘束等が必要な理由、方法、身体的拘束等を行う時間帯及び時間、期間、当該事例における身体的拘束等の改善に向けた取組方法等について詳細に説明を行い、十分な理解が得られるよう努める。

また、身体的拘束等の実施について同意を得るものとする。

（4）日々の記録と経過報告

施設は、身体的拘束等が実施されている間は日々経過観察を行い、「緊急やむを得ない身体的拘束等の経過記録（様式第3号）」に記録する。

また、入居者等及び代理人（家族等）に対し、当該記録にもとづき、隨時、経過報告を行う。

（5）再検討

委員会は、身体的拘束等の早期解除に向けて、「緊急やむを得ない身体的拘束等の検討記録（様式第2号）」を用いて、身体的拘束等の解除予定日及び隨時、身体的拘束等の適否等について再検討を行うものとする。

（6）身体的拘束等の継続と解除

委員会は、前号に規定する再検討において協議し、身体的拘束等の継続又は解除の決定を行う。

ア 身体的拘束等の継続

継続が決定した場合は、本項第1号から第3号までの手続きを再度実施し、身体

的拘束等の継続（実施）後は、本項第4号および第5号の手続きを実施する。

イ 身体的拘束等の解除

施設は、身体拘束等を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束等を解除し、併せて事業部長ならびに対策責任者は、速やかに当該入居者等及び代理人（家族等）に身体的拘束等の解除について報告する。

（緊急一時避難としての身体的拘束等の判断）

第18条 身体的拘束等は行わないことが原則であるが、「支援・介護の提供中に急遽」、「緊急一時避難としての身体的拘束等に該当する行為」が必要ではないかと考えた職員は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

（1）先ずは、「緊急度の判断」を行う。目安は下記のとおりである。

- ア 自身を殺傷する行為がある、または起こると予測できる
- イ 他者（職員を含む）を殺傷する行為がある、または起こると予測できる
- ウ 施設や物品を破壊するような行為がある、または起こると予測できる
- エ 手立てを講じても施設から外に出ようとして乱暴なそぶりを見せる（この場合などは、連絡先を書いた紙をポケットに忍び込ませ、外に出してあげるほうがよい場合もある）

（2）前号における「緊急度の判断」において、「緊急性が高く、緊急一時避難としての身体的拘束等」を速やかに実行することが必要と判断した職員は、自分ひとりで身体的拘束等の実行を決定するのではなく、次のとおり、他の者と協議を行う。

ア 日中時間帯の場合

対策責任者（施設のホーム長または管理者）ならびに同一ユニットまたはプロア（以下「ユニット」という。）の他の職員と協議する。

なお、対策責任者が不在の場合は、同一ユニットの他の職員ならびに隣接するユニットの職員と協議する。

イ 夜間・深夜帯の場合（2ユニット以上の場合）

隣接するユニットの職員と協議する。

ウ 夜間・深夜帯の場合（1ユニットの場合）

対策責任者（施設のホーム長または管理者）に連絡し、協議する。

なお、協議は、電話のほか、メールまたはLINE等のコミュニケーションツールを使用して行っててもよい。

エ ア・イ・ウについては、速やかに協議内容をケース記録に記録する。

（3）前号における「協議」において、緊急一時避難としての身体的拘束等の実行が必要（緊急性が高い）と判断し、実行した場合は、次の対応を行う。

ア 日中時間帯の場合

対策責任者は、速やかに「協議の内容・結果、身体的拘束等の実行の事実」について、事業部長ならびに本指針第11条第2項に規定される「委員会委員長」に報告を行う。

また、入居者等の代理人（家族等）に対しても速やかに同様の報告を行う。

なお、対策責任者が不在の場合は、職員が同様の報告を対策責任者にも行う。

イ 夜間・深夜帯の場合（2ユニットの場合）

職員は、速やかに事業部長ならびに対策責任者（施設のホーム長または管理者）

に「協議の内容・結果、身体的拘束等の実行の事実」について報告を行うとともに、入居者等の代理人（家族等）にも同様の対応を行う。

ウ 夜間・深夜帯の場合（1ユニットの場合）

職員は、速やかに入居者等の代理人（家族等）に「協議の内容・結果、身体的拘束等の実行の事実」について報告を行う。

エ イ・ウとともに、委員会委員長への報告は、翌日速やかに行うものとする。

ウ ア・イ・ウについては、速やかに身体的拘束等の実行ならびに報告についてケース記録に記録する。

（4）本条第2号における「協議」において、緊急一時避難としての身体的拘束等は行わない（緊急性はない）と判断した場合は、次の対応を行う。

ア 速やかに、協議内容についてケース記録に記録する。

イ 対策責任者は、アにより作成された協議内容の記録を速やかに事業部長ならびに委員会委員長へ報告する。

（緊急一時避難としての身体的拘束等の事後検証）

第19条 前条第3号のアの規定により報告を受けた委員会委員長は、本指針第16条に規定する委員会を速やかに開催するとともに、第17条に規定する「やむを得ず身体的拘束等を行う場合の要件と手続き」を行うものとする。

2 前条第3号のイの規定より報告を受けた委員会委員長は、原則、当該事例が発生した翌日には委員会を開催するものとする。

第5章 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

（入居者等に対する当該指針の閲覧）

第20条 本指針は施設に備置きならびに当社ホームページ等に掲載し、入居者等および代理人（家族等）の閲覧に供するものとする。

（入居者等に対する当該指針の周知）

第21条 当社は、各施設の重要事項説明書の別紙として、指針にもとづく当社の「身体的拘束等の対応に関するフローチャート（重要事項説明書別紙3号）」を掲載し、入居者等および代理人（家族等）への周知を図らなければならない。

2 施設の職員は、支援・介護の提供に際し、入居者等および代理人（家族等）に対し、本指針の内容、当社の身体的拘束適正化委員会その他施設内の組織等について、明確に説明しなければならない。

第6章 その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

（職員の資質向上への取り組み）

第22条 本指針第12条第5項ならびに第13条第2項第4号に規定される「身体的拘束等が行われた場合、当該事例の終了後に委員会による検証ならびに再発防止策等の立案」の結

果を職員に周知し、各施設の身体的拘束等の発生防止等に活用する。

2 本指針第14条に定める研修の他、関係機関等により提供される身体拘束等適正化に関する研修会等には積極的に参加し、入居者等の権利擁護と支援・介護の質の向上を図るよう研鑽に努める。

(職員間における相互点検と相互批判)

第23条 職員間で本指針第3条第2項に規定されている「おかしい」と思えることを見つけることに意識を持つとともに、職員間で「おかしい」と思えたことを伝える・話し合うこととする。

また、話し合った結果が実行されているか点検をし合うこととする。

(別途付属資料)

第24条 以下の資料を、本指針の別途付属資料とする。

ア 介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き（厚生労働省令和6年3月）
イ 身体拘束ゼロへの手引き（厚生労働省「身体的拘束ゼロ作戦推進会議」2001年3月発行）
2 本指針第20条において規定している「本指針の施設への備置き」の際は、前項に規定する別途付属資料も同様に、施設に備置きする。

(記録の保管)

第25条 委員会の審議内容に関する諸記録及び施設内における身体的拘束等の手続き等に関する諸記録は5年間保存する。

(指針の改廃)

第26条 本指針の改廃は、必要に応じて当社本部部長が行うものとする。ただし、改定の内容については、委員会の承認を得るものとする。

2 委員会は、本指針の改廃の必要があると認められるときは、委員の過半数により改正案を作成し、委員会委員長に提出することができる。

附 則

本指針は令和3年4月1日より施行する。

本指針は令和6年5月1日より改定実施する。

本指針は令和6年10月1日より改定実施する。

株式会社マウントバード 身体的拘束等の適正化のための指針(様式第1号)

緊急やむを得ない身体的拘束等に関する説明書

ご入居(利用)者氏名	様
------------	---

あなたの状態が下記①②③のすべてを満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間帯において最小限の身体拘束を行います。

記

- ① 入居(利用)者本人又は他の入居(利用)者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援・介護・看護方法がない
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による 拘束が必要な理由	
身体拘束の方法	場所
	部位
	内容
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	年 月 日 時から 年 月 日 時まで

上記のとおり実施いたします。

ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことをお約束いたします。

年 月 日

事業者 株式会社マウントバード

代表取締役 服部 正高

説明者 所属

職・氏名

印

【入居(利用者)・代理人(家族等)の記入欄】

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

年 月 日

氏名 _____ 印 (自署であれば押印不要です)

(ご本人との続柄) _____

株式会社マウントバード 身体的拘束等の適正化のための指針(様式第2号)

緊急やむを得ない身体的拘束等の検討記録

身体的拘束適正化対策委員会		会議日時	年 月 日 時 分～ 時 分
出席者氏名 〔括弧内は所属先〕			
ご入居(利用)者 氏名	様	入居・利用先 施設名	

身体的拘束適正化対策委員会の見解

▶身体的拘束3要件(切迫性・非代替性・一時性)の確認

切迫性があるか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
①ご本人の生命身体にどのような危険が考えられるか	
②他者の生命身体にどのような危険が考えられるか	
他の方法で対処できるか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
拘束以外の支援・介護方法を試みた結果	
一時的か	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
どのような状態になれば拘束を解除できるか	

▶3要件を満たしており身体的拘束を行う場合

態様について	身体的拘束を行う場所	
	身体的拘束の方法	
	身体的拘束の部位	
時間について	身体的拘束を行う時間帯	<input type="checkbox"/> 臥床時 <input type="checkbox"/> 24時間 <input type="checkbox"/> 車椅子等座位時 <input type="checkbox"/> 経管注入時 <input type="checkbox"/> その他 ()
	身体的拘束を行う時間	
身体的拘束を行わない場合のリスクについて		

身体的拘束開始日	年 月 日	身体的拘束解除予定日	年 月 日
----------	-------	------------	-------

株式会社マウントバード 身体的拘束等の適正化のための指針(様式第3号)

緊急やむを得ない身体的拘束等に関する経過記録

緊急やむを得ない身体的拘束が必要な理由			
身体的拘束の方法			
身体的拘束開始日	年 月 日	身体的拘束解除予定日	年 月 日

記録年月日： 年 月 日

	身体的拘束実施の有無	入居(利用)者の様子・特記事項	サイン
7:00	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		
8:00	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		
9:00	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		
10:00	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		
11:00	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		
12:00	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		
13:00	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		
14:00	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		
15:00	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		
16:00	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		
17:00	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		
18:00	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		
19:00	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		
20:00	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		
21:00	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		
22:00	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		
23:00	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		
24:00	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		
1:00	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		
2:00	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		
3:00	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		
4:00	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		
5:00	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		
6:00	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		

重要事項説明書「別紙3号」

株式会社マウントバード

身体的拘束等の対応に関するフローチャート

